

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 20 日現在

機関番号：20102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2013

課題番号：23720141

 研究課題名（和文）19 世紀英国著作権法と戯曲出版の実践—劇作家ディオン・ブシコーを
中心に—

 研究課題名（英文）Authorship, the 19th century British copyright law, and the plays of
Dion Boucicault

 研究代表者 松浦 愛子 (MATSUURA AIKO)
釧路公立大学・経済学部・講師

研究者番号：70457919

研究成果の概要（和文）：

ヴィクトリア朝中期演劇を代表する人気劇作家 Dion Boucicault の 200 余の作品のうち、エリザベス・ギャスケルの小説『メアリー・バートン』の転用 *The Long Strike*(1866) の分析に基づき、従来原本とされた当時の出版会社 (Samuel French 社) による Acting Editions が、実際には作者の原稿 (英国図書館及び、アイルランド国立図書館蔵) とは異なる異本であり、当時の英米 2 カ国間の特殊な法的環境から生じた海賊版であることを指摘した。さらに、実際の英国の上演を速記によって聞き書きし、脚本が作られた仮説の裏付けとなる出版社の書簡を入手した。

研究成果の概要（英文）：

This research project explores the notion of authorship as understood by playwrights active in the mid Victorian period through court cases of Dion Boucicault. The popular playwright predated the legal protection of intellectual property across the Atlantic at the end of the century, but a glimpse of his court cases in this period suggests the mismatch of old legal vocabulary with the new reality of an increasingly fluid contemporary print culture across the Atlantic.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：英米・英語圏文学

キーワード：19 世紀英国著作権法、劇出版、Dion Boucicault

1. 研究開始当初の背景

従来の英国劇場史において 19 世紀に出版された戯曲は当時の劇作に関する主要データとみなされていたが、最近の研究においては作者の原本の他、複数版が出版されていることが指摘されている (Radcliff &

Mattacks, 2009)。複数版の存在は、戯曲中心の分析が不十分であることを示唆しているが、現在一つの作品になぜ幾つかの版が存在したのかについての歴史的な経緯は解明されていない。その結果、当時出版された戯曲の演劇研究における位置付けも明らかに

されていない状況がつづいている。

研究代表者(報告者)は、ヴィクトリア朝中期を代表する人気劇作家 Dion Boucicault の研究を行ってきた。具体的には、Boucicault の 200 余の作品のうち、エリザベス・ギヤスケルの小説『メアリー・バートン』の転用 *The Long Strike*(1866) の分析に基づき、従来原本であると考えられていた 19 世紀の出版社(Samuel French 社)による Acting Editions が(Altick 1959)、実際には作者の原稿(英国図書館及び、アイルランド国立図書館蔵)とは異なる異本であり、実際の公演を介して再演しやすいように形を変えたものであることを指摘した。*The Long Strike* の Acting Editions と作者の原稿を比較した結果、上演時の舞台衣装の色や役者の動きを描写したト書き、台詞の言い間違いや間の取り方を示すなど、作者の原稿にはない当時の上演のさまが書き加えられていることを示した。さらに、申請者は、Acting Editions におけるテキストの変容を、誤植によって生じたのではなく、実際の上演を聞き書きして脚本が作られたからであるという仮説を展開してきた。聞き書きによるコピーは Acting Editions として出版されていたが、研究を進めるうち、その法的基盤の解明が残された課題となった。

従来まで著作権法研究は各国ごとの制度史の視点から書かれたが、最近の傾向として多国間(trans-national)の視点が注目されている(Seville, 2006)。申請者の Boucicault の訴訟の精読からも、劇作の実践は多国間の法的環境によって規定されたものであったことが推測される。この点を明らかにするため、これまでの申請者の研究成果を進展させ、Samuel French 社により出版された Acting Editions の出版の背景を、英、米、両国の著作権法制度との関わりでみていく。

以上が、本研究における研究代表者(報告者)のこれまでの仮説であり、本研究はその一環に位置つくものである。

<引用・参考文献>

Radcliff, C & Mattacks, K “From Analogues to Digital: New Resources in Nineteenth-Century Theatre”, 19, Birkbeck, University of London, 8, 2009.

Seville, Catherine. *The Internationalisation of Copyright Law: Books, Buccaneers and the Black Flag in the Nineteenth Century*, Cambridge, 2006.

2. 研究の目的

本研究の目的は、19 世紀英国の著作権に関わる法制度が当時の劇作にもたらした影響を明

らかにすることにある。この研究を通じ、演劇の実践と印刷資本主義の間に揺れ動く「作者」とは何かを再考するための基礎的視角の構築を進めることとしたい。具体的には以下の観点から研究を実施する。

(1) 英国著作権法保護と戯曲の出版

19 世紀において著作権は各国の主権のもと、国内法の枠組みにおかれていたが、申請者のこれまでの研究から一国でなされた上演が聞き書きにより他国で Acting Editions として出版され、逆輸入された場合、既存の国内法による著作権の規定は実質的に無効となったものと推定できる。この点を明らかにするため、Boucicault の訴訟を分析し、英米 2 カ国間の異なる法制度が相互に影響しあったことを明らかにする。

(2) 英米における戯曲の流通

上記論点を当時から戯曲の出版に携わっていた Samuel French 社の記録により検証し、劇作家のテキストが Acting Editions として変容し、普及した過程を分析する。この分析によりいままでなされなかった Acting Editions の演劇研究における位置付けが可能となる。

3. 研究の方法

本研究課題を進めていく上で、以下の 2 点から研究を実施した。

(1) 英国著作権法保護と戯曲の出版

19 世紀前半、英国の著作権法の制度化にも関わらず、作者の許可なく戯曲が出版された。出版された戯曲は上演を通じコピーされた一方で、それらは不法とされなかった。その背景を明らかにする。

(2) 英米における戯曲の流通

フレンチ社の戯曲の出版元、流通経路、出版部数など出版の実態について劇作家 Boucicault の作品を例に調査する。

4. 研究成果

(1) 英国著作権法保護と戯曲の出版

英国において演劇に関する著作権は 1833 年演劇著作権法(Dramatic Copyright Act)と 1842 年文芸著作権法(Literary Copyright Act)により保護され、演劇作品は、小説における権利と同様の出版権にくわえ、上演権を備えた知的財産権を得ていた。一方、米国

における演劇に関する著作権法では、英国に少々遅れたものの 1856 年の著作権法改正によって上演権が付与され、英国同様の権利状態であった。

以上のように、各自国内の法律では、保護は充分であった。しかしながら、当時の英米間の緊密な情報ネットワークの中で著作権が 2 国間で相互に影響したことにより、各国の演劇法に齟齬が生じる結果となる。一番の問題となったのは、米国著作権法が英国含む外国の出版物の著作権を一切認めなかったことである。2 国間の法の関係においては著作権法の相互協定のない米国の存在により、一般的に英国の劇作家による出版は手控えられる傾向があったため、英国の国内法とは別の次元で出版活動が影響されたことが確認できるといえよう。

この他、英国内における自国の法の解釈が 2 カ国間の法の無法地帯を拡大したことが挙げられる。特徴的なのは、英国著作権法が属地主義の原則に従って、自国外での初出作品を英国の著作権保護対象外としたことである (Boucicault v Delafield の判例より)。これにより、他国で Acting Editions として出版され、英国に逆輸入された場合、既存の国内法による著作権の規定は実質的に無効となった。しかしながら、演劇の「初出」が、「初演」か「初版」かについては既に上記 Boucicault v Delafield の判例に出版とは「初演」を指すと示唆されたにもかかわらず、Boucicault 本人が 1876 年の訴訟 (Boucicault v Chatterton) で「初出」を「初版」であると主張するなどでも英国内で解釈の混乱がみられた。一方、フレンチ社の速記使用の出版活動については、初出の語の解釈に関する 1863 年の判例 (上記 Boucicault v Delafield) を判決が下った時点で正確に理解し、出版されていないが舞台で人気を呼んだ戯曲の出版のために利用したことがわかり、当時の劇出版物が著作権に強く影響されたことを示す例といえよう。

(2) 英米における戯曲の流通

前述のように、何らかの方法で、英国初演の劇を米国で書籍として出版し、英国に逆輸入した際の無法地帯が生まれていたことが推定できる。明らかになったことは、劇作品 The Long Strike は、英米間の再販の通常の流通経路を通り、英国初演ののち米国で出版されたということである。必ずしも劇作家の本をコピーするだけでなく、戯曲が未出版の場合は、速記使用がコピー法の 1 つであったこと

が明らかになった。また、当時のフレンチ社のテキストの正当性について、当時の役者が懸念をもっていたことが明らかになった。米国に帰化した英国出身の役者がフレンチ社のテキストに作者の原本に元づき誤りを正す書き込みがなされているテキストを得た。

さらに、出版の実践においては、英国の劇出版会社レーシー社 (Lacy) が英米 2 カ国間の法の無法地帯を積極的に活用して、海賊出版を行ったことが指摘されている (Mattacks, 2012)。研究代表者 (報告者) はフレンチ社が英国の劇出版にあたって同様な手法を取った事実を突きとめた。例えば、Boucicault の劇作品 Arrah na Pogue を巡る米国の訴訟においては、作者の許可を得ない非合法的な手法による出版物の草稿の入手によって、同作品の永久出版停止を命じられていた判例を発見した。さらに、フレンチ社と同時代の米国劇出版社により、Boucicault による劇作品 Formosa が 1 幕ずつ複数回に分けて英国のリヴァプール港から汽船で隠密裏に米国ボストン市に送付されたことを記す書簡も見つかった。このことより当時、英米間において多様な方法で劇が伝えられ、出版が行われていたことが指摘できよう。

また、著作権の登記によらず、劇出版業の独占がのちのフレンチ社の利益拡大につながったことが指摘できる。著作権を登録する際に必須な登記簿の英米両国における調査の結果、英国においては Boucicault の登記は 1860 年から全て本人により行われていた。同様に米国においても、1856 年の上演権確立の直後から 1860 年に渡英するまでの間の著作権登記は Boucicault 本人によって行われていた。対照的に、フレンチ社による Boucicault の作品の登記記録は英米両国において存在しない。ただし、米国においては、著作権付与の条件として劇作品を出版することが求められたため、Boucicault はフレンチ社版のテキストを登記に使用した例が認められた。出版されたフレンチ社の Acting Editions には、米国における Boucicault の著作権の主張が付されているが、のちの訴訟 (上述の Boucicault vs Delafield) により Boucicault の英国外の出版が無効となったことから、このような出版が後に同社の利益に働いたことは推定できる。このような訴訟により晩年の Boucicault に残されたのは米国の上演権のみであった。それすらも米国の広大な領土と州ごとの管轄により、主張が難しかった。しかし、Boucicault の出版物は、なし崩しにフレンチ社によって引き継がれたのである。

申請者のこれまでの研究から、19 世紀戯曲

出版において従来の各国史の枠組みをこえる多角的な文化現象を形成したことが実証された。この点を明らかにするため、French社による戯曲テキストの歴史的形成過程を英米間のネットワークに位置付けることが今後の課題となった。

研究結果は Australasian Victorian Studies Association において “Authorship, the Law and the case of Dion Boucicault’s The Long Strike” と題した口頭発表を行って公表した。劇作品 The Long Strike の事例の資料をまとめ、近日中に論文として活字にする予定である。

<引用・参考文献>

Mattacks K, “Business Sense and Sensation: The Transatlantic Trade in Domestic Drama.” *Transatlantic Sensations*. Ed. Phegley et al. Farnham: Ashgate, 2012.169-182.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 0 件)

[学会発表] (計 1 件)

Aiko Matsuura, “Authorship, the Law and the case of Dion Boucicault’s The Long Strike”, Australasian Victorian Studies Association 2012 Conference, 2012 年 4 月 13 日、豪州グリフィス大学.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松浦 愛子 (MATSUURA AIKO)
釧路公立大学・経済学部・講師
研究者番号：70457919

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：